

適正計量管理事業所報告書提出要領

1 報告書記入上の注意事項について

- (1) 事業所が複数ある場合には、事業所ごとに1枚ずつ作成してください。
- (2) 報告者は、法人の場合は代表者となります。(代表者印の押印は不要)
- (3) 「使用する特定計量器の数」の欄には、3月31日現在の特定計量器の個数を記入してください。
- (4) 「特定計量器の種類」の欄には、特定計量器分類表を参照し、特定計量器の種類を記入してください。
なお、平成29年10月に自動はかり5種類(ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール、自動捕捉式はかり、その他の自動はかり)が追加されました。
- (5) 「計量法第128条第1号の規定による検査を行った特定計量器」の欄には、前年度4月1日から3月31日までの間に、定期検査に代えて計量士が検査を行った特定計量器の個数を記入してください。なお、1個の特定計量器について、年2回以上この検査をしている場合は、個数は1個として計上してください。
- (6) 「計量証明に使用する特定計量器」の欄には、県に登録した計量証明事業者のみが記入してください。
- (7) 年度内に計量器の数の増減(新規設置、更新、廃棄等)があった場合は、備考欄にその旨を記入してください。
- (8) 「業種」の欄には、該当の業種に○印を付けてください。

2 適正計量管理事業所報告書の提出先について

特定市(名古屋、豊橋、岡崎、一宮、半田、春日井、豊川及び豊田)内の事業所についても愛知県計量センターへ提出してください。

なお、適正計量管理事業所指定申請書記載事項変更届及び事業廃止届については、特定市(名古屋、豊橋、岡崎、一宮、半田、春日井、豊川及び豊田)内の事業所につきましても、各特定市へ提出してください。